

# 損失限定取引契約関連料率の変更に伴うトップロス取引実施細則の一部改正について

2025年8月12日  
株式会社東京商品取引所

## I. 趣旨

当社は、トップロス取引実施細則の一部改正を行い、2025年8月29日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表をご覧ください）。

今回の改正は、本年6月の中京石油市場における価格変動を踏まえ、同市場のガソリンについて、損失限定取引契約における証拠金計算等に御利用いただく料率を変更するものです。

## II. 改正概要

- ・トップロス取引実施細則の別表の一部変更  
トップロス取引実施細則の別表の一部を以下のとおり変更します。

「トップロス取引実施細則」別表

(商品市場)	(上場商品構成品)	(率)	
		新	旧
中京石油市場	ガソリン	16%	10%

他の商品については変更ございません。

(備考)

- ・トップロス取引実施細則別表

## III. 施行日

- ・2025年8月29日から施行し、同日に開始する夜間立会から適用します。

以上